

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 5

～浜矩子研究科長の「8コマルール」適用の違法による学問の自由の侵害～

平成29年3月3日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 「8コマルール」に関する答弁書に対する認否・反論

1. 被告も浜矩子研究科長が「8コマ担当ルール」を理由に定年延長提案拒否をしたことは認めていること。

被告は答弁書において、原告が訴訟において主張した以下の各事実を認めている(5頁)。

「平成24年12月17日に前述の『ビジネスエコノミクス担当外し』が通告された2日後に開催された同月19日の教授会において、ビジネス研究科には原告を含めて3名の定年延長対象者が存したが、原告を除く2名だけが浜矩子研究科長により定年延長が議題として提案され、特段の異議なく承認がなされた。ところが原告だけが定年延長の議題が教授会に提案されなかった。この差別的な扱いに原告が異議を述べると、浜矩子研究科長は、原告は『BusinessEconomics』の担当が外された結果、『8コマ担当ルール』を満たしていないので、今回は定年延長が提案されなかったなどと告げた」

「申し合わせの定める内容が乙第5号証のとおりであること」

「相当数の教員から異議があり投票に付された事例がなかったこと」

「浜矩子研究科長…が原告の定年延長を提案しなかったこと」

「原告が総合政策科学研究科で授業を担当していたこと」

「平成24年度に原告の定年延長がなされたこと」

2. 「8コマ担当ルール」の違法適用による学問の自由の侵害

被告は、浜矩子研究科長が、原告が「8コマ担当ルール」を満たしていないので定年延長が提案できないと教授会で発言していることは認めている。

しかしながら、被告において「8コマ担当ルール」などそもそも存在していない。また、原告は総合政策科学研究科も兼任しており合計14コマ以上を担当していた（甲17）。浜矩子研究科長が原告を排除するために、存在しない「8コマ担当ルール」を掲げたこと、これにより原告を排除する方向に教授会を誤導したことは、原告に対するハラスメント行為として違法行為となる。

この点、被告は、原告が地位確認等を求めた訴訟において「定年延長を教授会に提案しなかったことが違法でないことは、前訴において明確に認定されているところである（労働判例1107号54頁参照）とする。しかしながら、前訴判決においても「8コマ担当ルール」の虚偽説明をしたことが違法ではないなどとは認定されていない。むしろ、8コマ担当ルールについては、定年延長を認めるか否かの基準となっているとまで認めるに足りる証拠はない、として排斥されている。

3. 「8コマ担当ルール」は専任教員の負担抑制のルールであること

そもそも「8コマ担当ルール」なるものが仮に存在するのであれば、それは専任教員の負担抑制のルールとしてである。

専門職大学院を含む大学は、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受ける（学校教育法109条）。具体的には、公益財団法人大学基準協会が評価基準を定めている。

同協会が定める経営系専門職大学院基準（甲18）「項目15：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価」では「各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整える…」とされており「視点番号3-17」では「専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること」とされている。これに対し被告の「経営系専門職大学院認証評価 点検・評価報告書<2013（平成25）年度申請>」（甲19）は、「専任教員の授業担当時間数は本学就業規則において大学の場合1週間8時間と定められている。これは本研究科の科目に当てはめれば、年間8科目相当の講義を担当することに匹敵するが、教員の準備並びに研究の時間に、十分配慮した形となっている」としている。8科目担当とあるのは専任教員の教育の準備・研究の時間に配慮するための負担抑制のルールであることを被告は自認しているのである。

そして、被告ビジネス研究科2005年11月2日の教授会においても「ビジネス研究科以外に所属を持つ教員については必要に応じて支障のないように調製する」と記載がある（甲20）。ここにおいては、他学科兼任教授については他学科との兼ね合いで負担が大きくなる様にする趣旨が確認されている。他学科はコマ数にカウントしないなどとはされていない。教員が十分な教育研究活動をなし得るための「8コマ担当ルール」であるとすれば、他学科における科目担

当数も考慮することは当然である。

なお、被告は8コマを超えて授業を担当する場合には「増担手当」が付加していた（原告もTIM科目を合算した上で増担手当が支給されていた）。被告も学内全体で8コマを超える科目担当は教員の原則的な負担を超えるものとして扱っていたのである。他方、8コマに満たないまま雇用が継続されている教員も存在していた。

ところが、浜矩子研究科長は2013年1月9日開催の教授会において「義務時間は、ビジネス研究科の科目で8コマ(プロジェクトI・IIを含む)担当することが慣行により決まっている。TIM専攻の科目は8コマにカウントしない」と発言しているが(乙12)、研究科長の地位を濫用して、原告を排除するために行った、虚偽の説明であり、教授会を誤導するものであって違法である。

そして、このような「8コマルール」の違法な適用により原告を排除することで、原告の学問の自由を侵害したのである。そして、2012年秋学期にビジネス研究科にメキシコから国費留学生として入学したヘルベルト・ルイズ・タフォヤに対しては、浜矩子研究科長の紹介により原告が指導教員となるとの約束が既になされていた。そしてシラバスに従ってシステムダイナミクスを優秀な成績で履修し、2013年春以降も原告から教授を受けることを予定していたにも関わらず、突然、履修途上において約束を反故にされた状態に陥らされたのである(甲9)。これは原告にとっては学生に教授をし、研究者として育て上げていく課程を通じて学問を発展させ、研究者としての自己実現をはかるといふ教授の自由・学問の自由を侵害する行為なのである。

4. ところで、そもそもビジネス研究科は2年制の経営系専門職大学院であり修士課程のみを教育する大学院にすぎない。したがって教員においても博士課程を指導することができる有資格教授は、ごくわずかしな存しなかった。他方、総合政策科学研究科TIM専攻は博士課程であり、TIMの教員は全員博士課程を教授することができる有資格教授として被告に任用されていた。より高度な教育を実施する博士課程における授業数をカウントしない扱いをするという浜矩子研究科長の行為は、博士課程における教員の研究教育活動が無価値のものと扱うに等しく、そのような扱い自体が学問の自由を侵害するものである。

5. なお平成24年12月21日付けの原告から浜矩子研究科長に宛てたメールを甲21号証として提出する。また2012年度12月19日開催の第12回ビジネス研究科教授会の記録を甲22として提出する。

第2. 求釈明

そもそも浜矩子研究科長が、博士課程の指導する有資格者である原告の総合政策科学研究科TIM専攻における授業担当の負担を正当に評価することができる資格・能力を有するかを判断するために、浜矩子教授の最終学歴(博士号・修士号の取得の有無)、専門分野における学術研究論文の公表の有無、博士課程を指導する資格を有しているか否かについて回答されたい。

以 上